

離婚した時の主な手続

令和7年6月作成



手続が必要な場合	手続概要	担当窓口	
離婚届を提出する	離婚届に必要なもの（※１） 届出人の署名、本人確認書類（運転免許証等） 調停離婚の場合、調停調書の謄本 裁判離婚の場合、裁判の謄本及び確定証明書 協議離婚の場合、成人の方２名の証人が必要になります。	こせき 戸籍係	市民課
離婚後も氏を変えず、結婚中の氏を使いたい	離婚の際に称していた氏を称する届に必要なもの（※２） 届出人の署名		
離婚に伴い、住所を変更したい	住民異動届 届出人の本人確認書類（運転免許証等）		

- ※１ 調停及び裁判離婚の場合、申し立てを行った夫または妻が、調停・和解成立、認諾又は裁判確定の日から10日以内に離婚届を提出してください。（相手方の申出により調停・和解が成立した場合は、相手方も届出をすることができます。）
- ※２ 離婚届と同時に又は離婚の日から３か月以内に提出してください。

離婚により氏を変更した場合	手続概要	担当窓口	
マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っている	カードの記載事項の変更 カードに変更した事項を記載する必要があります。その際は4桁の暗証番号の入力が必要です。（通知カードは除く）	こせき 戸籍係	市民課
旧姓の印鑑で印鑑登録をしている	印鑑登録の再申請 旧姓の印鑑で登録している場合、印鑑登録は自動的に抹消されます。		
厚生年金加入者の被扶養配偶者であった	国民年金被保険者資格取得・異動届（申出書）	こくほ・ねんきん 国保・年金係	ほけん課
社会保険の被扶養者家族であった方が、阿蘇市国民健康保険に加入する	阿蘇市国民健康保険に加入する手続 配偶者が勤務している会社等で健康保険喪失の手続をした後発行される健康保険の資格喪失証明書が必要です。		
介護保険被保険者証を持っている	介護保険被保険者証の氏名等変更手続等		
後期高齢者医療に該当する	資格確認書等の氏名等変更手続等	こうれいしゃしえん 高齢者支援係	しきんぜい 資産税係
阿蘇市に土地・家屋を持っている	納税義務者の変更手続	しきんぜい 市民税係	
ミニカー、排気量125cc以下のバイク、小型特殊自動車（農耕用・その他）を持っている	軽自動車税の変更手続	こうえいじゅうたく 公営住宅係	環境課
市営住宅から移転・退去される方	同居者異動の手続		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の氏変更手続	そうごうふくし 総合福祉係	福祉課
重度心身障害者医療費の助成を受けている	氏変更手続		
自立支援医療など医療給付制度を受けている	氏変更手続		
障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている	氏変更手続		
障害福祉サービスを受給している	氏変更手続		

【裏面に続く】

お子様がいる場合		手続概要		担当窓口	
離婚届を出しただけでは子供の戸籍は異動しません（氏に変更しません）。子供の戸籍の異動、氏の変更については、離婚届出の際に担当窓口にお問い合わせください。				こせき 戸籍係	市民課
公立小、中学校に通っている 子供がいる	氏変更の手続（場合によっては保護者変更の手続）		がくむ 学務係		教育課
特別児童扶養手当を受給して いる	氏変更の手続（受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続）所得制限があります。		そうごうふくし 総合福祉係		福祉課
子ども医療費の助成を受けて いる	氏変更の手続（場合によっては保護者変更の手続）		こそだてしえん 子育て 支援係		
児童手当を受けている方を変 更する	氏変更の手続 受給者を変更する場合は、新たに受給者になる方による請求手続				
母子家庭、父子家庭などのひ とり親家庭になった	児童扶養手当の請求 所得制限があります。				
	ひとり親家庭医療費の助成を受けるための手続 所得制限があります。				
保育園・認定こども園に入園 している	世帯の変更手続				

※内牧支所、波野支所でも手続ができるものがあります。詳しくは、各担当窓口へお尋ねください。

担当窓口一覧（市外局番0967）

代表(総務課)	22-3111	1 階		2 階	
内 牧 支 所	32-1111	市 民 課	22-3135	住 環 境 課	22-3169
波 野 支 所	24-2001	ほ け ん 課	22-3145	3 階	
		税 務 課	22-3148	教 育 課	22-3229
		福 祉 課	22-3167		

市役所以外の主な手続

手続項目	連絡先等
離婚届を出す前に	子供の養育に関する合意書の作成（養育費、面会交流の取り決め） 養育費相談支援センター 0120-965-419（携帯からは03-3980-4108）
離婚時の年金分割	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 請求期限（原則、離婚をした日の翌日から起算して2年）
運 転 免 許 証	阿蘇警察署 0967-35-5110
軽 自 動 車	軽自動車検査協会 熊本事務所 050-3816-1758
自動車、バイク	国土交通省九州運輸局熊本運輸支局（代表） 096-369-3155
電 気	各事業者の営業所などへ連絡
ガ ス	各事業者の営業所などへ連絡
浄 化 槽	熊本県阿蘇保健所 0967-24-9035
	一の宮地区 有限会社あそ清掃社 0967-22-0572
	阿蘇地区 有限会社阿蘇管理センター 0967-32-1500
	波野地区 有限会社 大阿蘇清掃社 096-279-3220
N H K 受 信 料	NHKへご確認ください
金融機関、郵便局	各金融機関及び郵便局へ

※令和7年6月現在の主な項目について掲載しています。窓口、電話番号や手続概要等は変わる場合がありますので、ご了承ください。